

こんな時どうする？相続税の実務で困ったことの解決策 — 遺族からの無理難題への向き合い方 —

講師より

平成 27 年から相続税の基礎控除の引き下げで課税割合が増加し、平成 27 年以降の相続税の課税割合が 26 年以前の約 2 倍となったことを受けて、相続と相続税の相談・申告の件数が増加しており、税理士会の会員相談にも税制以前の問い合わせが増加しています。

そこで、今回の研修では、節税のみを要求するケース、遺産分割をめぐる問題：代償分割か換価分割か、一人の相続人が多額の保険金を貰った場合の他の相続人からの要求、相続人は平等なのだから全ての財産は法定相続分で相続すべきだ、相続税対策の後始末など相続人からの困った質問への対処、生前における財産処分における譲渡と贈与の問題、同族会社の株式を巡る問題：納税猶予か暦年の分割贈与か譲渡か、個人事業における承継の問題などを取り上げて解説をします。

- 1 節税だけを考慮して申告してほしい、またそのための遺産分割を提案してほしい。
- 2 保険金と遺産分割
- 3 共有による遺産分割を主張する相続人と反対する相続人との調整は？
- 4 司法書士さんが作成した分割協議書と税務の処理
- 5 税理士さんは専門なのだから遺産分割に参加してください。
- 6 土地の評価は筆ごとに評価してください。
- 7 分散した株式の整理をお願いします。個人間売買？自己株式？
- 8 相続税対策の後始末の責任は？
- 9 その他の事例

※上記のテーマに関する質問等がある場合は、FAX で研修日 2 週間前までにお送りください。

＝ 講師紹介 ＝ 税理士 岩下忠吾 氏

昭和 48 年税理士登録。現在、租税訴訟学会理事、日本税務研究センター資産税事例研究員、日本税務会計学会相談役東京地方税理士会税法研究所主任研究員、千葉県税理士会会員相談室主任相談員。

【著書】

- 「8 訂版 詳細相続税 資料収集・財産評価・申告書作成の実務」(日本法令)
- 「事例にみる相続税の疑問と解説 改正民法・事業承継税制対応版」(ぎょうせい)
- 「総説 相続税・贈与税四訂版」(財形詳報社)・「総説 消費税法改訂版」(財經詳報社)
- 「非上場株式の評価と承継対策」(税務経理協会)ほか多数

＝ 開催要領 ＝

1. 日 時 令和元年(2019年)年11月27日(水)13時30分～16時30分(受付開始13時00分)
2. 会 場 税理士会館8階会議室(横浜市西区花咲町4-106) ※下記案内図参照
3. 定 員・受講料 150名(先着順)・1名 5,000円(組員・準会員以外は6,000円)
4. お申込方法 **振込用紙に税理士名・登録番号・住所・電話番号をご記入のうえ、研修日1週間前までに受講料をお振り込み下さい。入金確認をもって受付とさせていただきます。**先着順に受け付けし、定員に達し次第締め切らせていただきますのでご了承ください。また、受講料は発行いたしませんので、郵便局の払込票兼受領証を必ずお手元に保管くださいますようお願いいたします。
※研修日1週間前を過ぎてからのお申込みの場合は、必ずお電話でご連絡のうえ受講料は当日お支払いください。
※キャンセルにつきましては研修日1週間前までにご連絡いただければ、ご返金いたします。それ以降のキャンセルにつきましてはご返金できませんので、予めご了承ください。
5. 問い合わせ先 東京地方税理士協同組合(電話:045-243-0551 FAX:045-243-0550 <http://www.tochizeikyo.com>)
※研修受講管理システム導入のため、電子証明書(コピー可)をご持参ください。

組合ニュース 10月号に振込用紙付きパンフレットを同封しております。お手元がない方は、協同組合事務局(TEL045-243-0551)宛にお電話ください。事務局よりパンフレットを送付いたしますので、お申込の場合は受講料をお振り込みください。入金確認をもって受付となります。